

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 6 条の規定に基づき、鹿児島市新鴨池公園水泳プール整備・運営事業を特定事業として選定したので、PFI 法第 8 条の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果を公表する。

平成 19 年 2 月 16 日

鹿児島市長 森 博幸

特定事業「鹿児島市新鴨池公園水泳プール整備・運営事業」の選定について

1 事業概要

(1) 事業名称 「鹿児島市新鴨池公園水泳プール整備・運営事業」

(2) 公共施設等の管理者 鹿児島市長 森 博幸

(3) 事業目的

鹿児島市（以下「市」という。）は、太陽国体に向けて整備した鴨池公園水泳プールが完成後 30 年以上を経過し老朽化していること等を踏まえ、合併により人口 60 万人を擁する新生鹿児島市の市民の誰もがいつでも楽しく利用でき、また、各種大会が開催可能な屋内・屋外プール施設として鹿児島市新鴨池公園水泳プール（以下「本施設」という。）を次の基本方針に基づき整備する。

<基本方針>

- ① 市民の誰もがいつでも楽しく利用できる施設
- ② 環境にやさしい施設
- ③ 世界も視野に入れた施設
- ④ 選手や指導者の育成ができる施設

(4) 本施設の概要

- ① 施設の種類 社会体育施設（屋内・屋外プール施設）
- ② 計画地 鹿児島市鴨池二丁目
- ③ 敷地面積 約 12,000 m²
- ④ 施設概要

本施設は「プール施設」及び「自由提案施設」で構成され、地方自治法第 244 条に規定する「公の施設」として市民の利用に供する。

プール施設	構成	◎プール <ul style="list-style-type: none"> ・ メインプール（50m、屋内、水深調整機能付） ・ 飛込プール（屋外） ・ サブプール（25m・幼児用、屋内、既存施設） ◎観客席 2,000 席（固定：1,500 席＋仮設：500 席） ◎付属施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 更衣室、採暖室、選手控室、記録室、記者室、放送室、医務室、会議室等
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ メインプール 延床面積 8,650 m²程度 ・ サブプール 延床面積 1,714 m²
自由提案施設		◎健康増進施設 ◎利用者の便益施設 ※リラクゼーションプール、流水プール、スライダーなどのレジャー性の高い施設の設置は認めない。

(5) 事業方式

本事業は、選定事業者が本施設の設計及び建設を行った後、市に本施設を譲渡し、事業期間を通して運営及び維持管理業務を行う方式（BTO方式）により実施する。

なお、サブプールについては、改修の設計・建設は本事業には含まず、運営・維持管理業務は含むこととする。

(6) 事業期間

- ① 設計・建設期間 : 平成20年4月～平成22年5月（約2年間）
- ② 運営・維持管理期間 : 平成22年6月～平成37年3月（約15年間）

(7) 選定事業者の業務

設計、建設、運営、維持管理業務

（サブプール改修の設計・建設は除く。）

(8) 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、次のとおりである。

① 市のサービス購入料

市は選定事業者との間で締結する契約に従い、選定事業者からサービスを購入する対価としてサービス購入料を支払う。

サービス購入料の構成は、次のとおりである。

ア 設計・建設の対価

本施設の設計及び建設に要する費用及び市が分割して支払うことに伴う割賦利息の合計額である。

イ 運営・維持管理の対価

本施設の運営及び維持管理に要する費用のうち、選定事業者の提案金額を基に決定した額である。

② 利用者から得る収入

ア 一般利用の利用者から得る利用料金収入

イ 教室開催（市主催のものを除く。）や自由提案事業により得る収入

2 市が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

(1) 選定基準

市が自ら本事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合を比べ、PFI事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担額の縮減を期待できること、又は市の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できることを選定の基準とした。

(2) 選定方法

- ① 市の財政負担額の算定に当たっては、選定事業者からの税込、その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担額の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより定量的評価を行う。
- ② 市が提供を受けるサービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には、客観性を確保した上で定性的評価を行う。

(3) 選定手順

次の手順により客観的評価を行った。

- ① 定量的評価
- ② 定性的評価
- ③ 総合評価

(4) 評価結果

① 定量的評価

ア コスト算出に当たっての前提条件

本事業において、市が自ら実施する場合の市の財政負担額とPFI方式により実施する場合の市の財政負担額との比較を行うに当たり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

	市が自ら実施する場合	P F I 方式により実施する場合
算定対象とする収入と経費の主な内訳	収入 1 利用料金収入	収入 1 利用料金収入
	支出 1 施設整備費 (1)設計費 (2)建設費 (3)工事監理費 2 運営・維持管理費 (1)運営費（水光熱費等） (2)維持管理費 3 市債支払利息	支出 1 施設整備費 (1)設計費 (2)建設費 (3)工事監理費 2 運営・維持管理費 (1)運営費（水光熱費等） (2)維持管理費 3 市中銀行借入利息 4 モニタリング費用 5 租税公課 6 アドバイザー費用
共通条件	1 設計・建設期間 約2年間 2 運営・維持管理期間 約15年間 3 インフレ率 0% 4 割引率 2.5%	
利用料金収入	利用料金収入は、市が自ら実施する場合、P F I 方式により実施する場合で、同額を想定	
施設整備に関する費用	これまでの事業実績を基に、民間事業者からの見積り、ヒアリングなどを参考に算出	類似施設の実績等を参考に、一括発注による効率化及び性能発注によって民間事業者の創意工夫が発揮され一定の割合が縮減することを想定
施設の運営・維持管理に関する費用	類似公共施設の実績、民間事業者へのヒアリング結果などを参考にして算出	類似施設の実績等を参考に、一括発注による効率化及び性能発注によって民間事業者の創意工夫が発揮され一定の割合が縮減することを想定
資金調達に関する事項	市の資金調達方法	選定事業者の資金調達方法
	(国庫補助がない場合) 1 一般財源 2 起債 (国庫補助がある場合) 1 一般財源 2 国庫補助 3 起債	1 自己資本 2 市中銀行借入

イ 算出方法及び評価の結果

上記の前提条件を基に、市が自ら実施する場合の市の財政負担額とP F I 方式により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。

その結果、本事業を市が自ら実施する場合に比べ、P F I 方式により実施する場合の事業期間中の市の財政負担額が、国庫補助がない場合は5.2%程度、ある場合は4.6%程度軽減されるものと見込まれる。

② 定性的評価

P F I方式により実施する場合、定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

ア 機能的な施設整備や効率的な運営・維持管理

P F I方式により実施した場合は、設計、建設、運営・維持管理までを一括して民間事業者が発注することにより、民間事業者の有するノウハウや創意工夫が発揮され、より機能的な施設整備や効率的な運営・維持管理が期待できる。

イ 利用者へのサービスの向上

民間事業者が有する専門的な知識やノウハウを活用することにより、施設利用者へのニーズやその変化に柔軟に対応した、きめ細やかなサービスの提供が期待できる。

ウ 財政支出の平準化

市が自ら実施する場合は、短期間に施設整備等の初期投資費用を支出することとなるのに対し、P F I方式により実施する場合は、事業期間を通じて毎年度一定額をサービス対価として民間事業者に支払うことから、財政支出を平準化することが可能となる。

エ リスク分担による安定した事業実施

リスク分担について、あらかじめ発生するリスクを可能な範囲で想定し、市と民間事業者の間で、そのリスクを最もよく管理できる者が分担することにより、リスク発生の抑制、リスク発生時の損失拡大の抑制の効果が見込まれるとともに、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となることから、事業の円滑な遂行や安定した運営の確保が期待できる。

③ 総合評価

本事業は、P F I方式として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して定量的評価において4.6%～5.2%程度の市の財政負担額の軽減が見込まれる。

また、定性的評価においては、機能的な施設整備や効率的な運営・維持管理、利用者へのサービスの向上、財政支出の平準化などの効果も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにP F I法第6条に基づく特定事業として選定する。